

財務省告示第二百二十三号

個人向け国債の取扱機関になることができる者
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改
正し、平成十八年五月一日から適用する。

平成十八年五月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

「、メリルリンチ日本証券株式会社」を削り、
「、株式会社エコ・プランニング証券」の次に「、
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社」を加
える。